

○恩赦法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律(平成二五・六・一九法四九)
本則二条(平成二八・六・一八までに施行)

第七条【減刑の効力】① 政令による減刑は、その政令に特別の定めのある場合を除いては、刑を減輕する。

② (略)
③ 刑の執行猶子の言渡を受けてまだ猶子の期間を経過しない者に対しては、前項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑のみを行うものとし、又、これとともに猶子の期間を短縮することができる。

④ 改正により追加

第八条【刑の執行の免除】刑の執行の免除は、刑の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。但し、刑の執行猶子の言渡を受けてまだ猶子の期間を経過しない者に対しては、これを行わない。